

## 1. 総則

### 1-1 趣旨

この給水装置工事施行指針は、水道法（以下「法」という。）、吹田市水道条例（以下「条例」という。）、並びに関係法令等に基づき、適正な給水装置の設置と給水装置工事の円滑な施行を図ることを目的として、その設計と施工について定めたものである。

### 1-2 給水装置の定義

給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう（法第3条第9項）。

### 1-3 給水装置の種類

給水装置は、次の2種とする。（条例第3条）

(1) 専用給水装置

1戸又は1事業がもっぱら使用するもの。

(2) 私設消火栓

消防用として使用するもの。

### 1-4 給水装置工事の種類

給水装置の工事は、次に定めるところによる。

「吹田市水道条例施行規程（以下「施行規程」という）第9条）」

(1) 新設工事

配水管又は給水管から分岐して新たに給水装置を設置する工事で、(2)及び(3)に該当しないもの。

(2) 増設工事

既設給水装置のメーター以降において、新たに給水管及びこれに直結する給水用具を設置する工事で、(3)に該当しないもの。

(3) 改造工事

既設給水装置の全部又は主要な部分に変更を加える工事。

(4) 撤去工事

給水装置の全部又は一部を撤去する工事。

## (5) 修繕工事

「法第16条の2第3項ただし書き」及び同法の施行規則（以下「法施行規則」という。）で定める給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理するものをいう。

※ 給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等の給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る）のこと。（法第16条の2第3項及び法施行規則第13条）

## 1-5 指定給水装置工事事業者制度

給水装置は、水道事業者の施設した配水管に直結して設けられるものである。給水装置の構造及び材質が不適切であると、需要者への安全な水の安定した供給が損なわれるおそれがあり、場合によっては水質基準に適合しない水が給水管から配水管に逆流し、公衆衛生上の大きな被害が生ずるおそれがある。そのため、給水装置工事従事者の技術力を確保することが非常に重要である。

指定給水装置工事事業者制度は、給水装置工事により設置された給水装置が、水道法施行令（以下「法施行令」という。）に定める構造材質基準に適合することを確保するため、1996年（平成8年）の水道法改正によって設けられた制度である。

また、2018年（平成30年）に指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上等を図るため水道法が改正され、指定給水装置工事事業者の指定に5年の有効期限を設ける更新制度が導入された。

## 1-6 給水装置工事の適正な施行について

（厚生労働省 平成23年8月30日付事務連絡）

「法施行規則第36条第2号」の規定に基づき、配水管から分岐して給水管を設ける工事等を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させることとしている。

この技能を有する者の例示は、次のとおりである。

- (1) 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- (2) 「職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条」に規定する配管技能士
- (3) 「職業能力開発促進法第24条」に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- (4) 「財団法人給水工事技術振興財団」が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者（平成24年度より「給水装置工事配管技能検定会」へ名称変更）

## 1-7 給水装置工事主任技術者

給水装置工事主任技術者は、事業活動の本拠となる事業所ごとに選任され、給水装置工事ごとに指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理を行うとともに、給水装置工事に従事する職員の指導監督を行う等の業務を行わなければならない。

## 1-8 給水装置工事主任技術者の職務

給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(法第25条の4第3項)

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が「法第16条」の規定に基づく「法施行令」で定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、水道事業者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと(法施行規則第23条)
  - (ア)配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
  - (イ)「法施行規則第36条第1項第2号」に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
  - (ウ)給水装置工事(法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く)を完了した旨の連絡